

Title	国民優生法改造私案
Sub Title	
Author	寺尾, 琢磨
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.10/12 (1947. 12) ,p.580(32)- 595(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19471201-0032
Abstract	
Notes	慶應義塾九十周年記念論文集：第二輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19471201-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國民優生法改造私案

寺尾琢磨

國民優生法の發布されたのは七年前の昭和十五年五月一日、それが實施に移されたのは翌十六年七月一日であつた。私は原案の發表された昭和十四年末と發布直後の十五年八月に「斷種法の理念とその人口政策的意義」及び「優生學的人口政策の消極面と積極面」と題する二論文を本誌に寄せ、多分に批判的な見解を披瀝した。實施後の成績は後段に示す通り極度に振はず、「何れにしても實際に斷種される員數の極めて少いであらうことは當然想像される」と私の豫言は不幸にして豫期以上に適中して了つた。この點だけでも改造の必要は明かであるが、理由は單にこれに限られない。言ふまでもなく優生法は廣義の人口政策の一環である。人口現象は極度に複雑多岐であるから、その個々の問題を對象とする幾多の政策がなければならぬ。しかし同時に、一つの國一つの時代には、必ずそこに一定の基本理念があつて、これによつて凡ゆる人口政策が相互に有機的に關聯せしめられねばならぬ。では基本理念とは何なる性質のものであるか、これを詳論すれば限りがないが、端的に言へば人口増殖論か又は人口制限論かの何れかに歸着する。蓋し人口政策の對象たる人口問題は人口の過剰または不足を中心として起る問題といへるかなである。過剰人口の下に於ては基本理念は制限論であり、過剰人口の下に於てはそれは増殖論である。そしてこの理念によつ

て個々の人口政策が統一されるのであつて、これら個々のものを個々のものとして、即ち基本理念と切離して考へることは、全く無意味にちかひ。

然るに周知の如く優生法の發布されたのは、例の産めよ殖えよ主義が天下を風靡した時代であつた。なるほど増殖主義を成文化した人口政策確立要綱の決定されたのは昭和十六年一月であるから、その限りでは優生法は要綱以前の産物といへるが、事實に於ては増殖論はその數年前から確呼たる地歩を占めて居り、従つて優生法は事實上は要綱の一附屬文書と見てよいのである。然るに敗戦を機として要綱は一擲された。増殖論は地に墮ちたのである。して見れば、増殖論の影響下に構想された優生法は謂はゞ支柱を失つたわけで、本來ならば要綱と共に一應廢止されてもよかつた筈である。それが今なほ殘存してゐるのは、そこに盛られた内容が著しく超時代的な妥當性をもつてゐるからであるが、元々それが一つの政策である以上、基本理念たる増殖論の影響なきを得ない。最近優生法改正の要がいろいろの角度から論ぜられてゐるが、大部分が技術的末梢的問題に終始し、支柱を失つたといふ基本的事實を忘れてゐる。私が敗へて三度目の争を執る理由はこゝに在るのである。

これに入る前に、優生法が今までにいかなる効果を收めたかを見るに、同法が効力を發生した昭和十六年七月から十九年までに同法によつて斷種手術(所謂優生手術)を受けたもの約四百名、同年以後は全く中絶状態である。同法第一條に掲げられた目的は「惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期ス」に在る。看板の大きさに比較してこれはまた何と惨めな結果であることか。優生法の内容を知らぬ讀者は、上記の目的を讀んで、では健全な素質者は同法によつてどれだけ増加したかと反問するかも知れない。ところが同法第二條以下は惡質者の斷種規定のみであつて、健全素質者のことには一言も觸れてゐ

ないのである。即ちそれは優生法ではなくて、單なる斷種法でしかないから、右の質問に對しては答はないわけである。

では悪質者の斷種といふそれ自體極めて容易な仕事すらなせ成功しなかつたか。私はその理由を同法成立の事情に求めうるものと考へる。上述の如く一つの人口政策は時の基本政策の一環たるべきとの、従つて増殖論横行時代に制定された本法は當然何等かの意味でそれと關聯して居らねばならぬ。然るに優生法は、もし冒頭の目的通りの内容であれば、一半は優良質の増加といふ一種の増殖論を包含するわけで、この限りで確かに一般的増殖論と結びつくが、事實は、既に述べた通り、悪質防遏といふ一ゲの人口制限的性格に限定されてゐる。これは主流たる増殖論と背馳するわけで、餘程の理由がない限り成立する筈もなく、順調に運用される筈もない。私は當局が充分の根據から之を制定したのではなく、單にナチス模倣の一つの現れに過ぎなかつたと見たいのである。周知の通り一九三三年ナチス政權樹立するや、同年七月には早くも斷種法 (Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) の發布を見た。これは同時に採用された徹底的増殖策と一脈の關聯がある。私は前記拙稿に於て次の如く記したことがある。「近年に於ける顯著な出生減は各國をして殆ど例外なく増殖策を以て人口政策の基調たらしめてゐるが、同時に素質改善に關する研究と政策が之によつて退歩せずして却つて著しく促進されたことは注目に値する。これは凡ゆる事柄に於て量と質とは動もすれば相反馳するからで、多量生産が屢々粗製濫造に終ることは、必ずしも商品についてばかりでなく、人間の再生産についても同じである。即ち一方に於て増殖策を強行すればするほど、他方に於て素質改善の手段を併用する必要がある」と。これは所謂逆淘汰の危険を意味するが、ナチスの最も關心をもつた素質問題は實は斷種法の對象たる遺傳性疾病ではなく、寧ろ他民族特に猶太民族の擴大であつた。獨乙民族の純潔を保護せんとする數々の猶

太人排斥法こそ、彼等の特に重視した法令であつた。當時の獨逸に急激に悪質遺傳病者が増加したといふ證據はないから、何も政權掌握直後の多忙時にいそぎ對策を講ぜねばならぬ理由はなかつたと考へられるのである。故に強いて理由を求めれば、同時に幾多の素質政策を採用することによつて、非人道的猶太人排斥法をカムフラージュせんと欲したのではあるまいか。私は昭和十一年十二月號の本誌に「ナチス人口政策概論」の一文を寄せ、その人種政策の不當を論じたことがある。何れにせよ獨乙には或る意味に於て斷種法は存在理由をもつたのであるが、併し日本には他民族を排斥する必要もなし、また獨乙と同様、精神病者の急激な増加といふ事實もなかつたから、端的に言つて何等特別の必要から生れたとはいへないのである。

そこで無遠慮の推測を許されるならば、成立の由來はかうである。戰時態勢の進展と共に官僚は次第に權限を軍に侵蝕され、影は急速に薄らいで行つた。そして自己の存在を廣告する必要から時々愚にもつかぬ計畫を立てたことは人の知る通りである。人口政策擔當者がこの動機から考へついたのでナチス斷種法の導入であり、それを淺薄なナチスかぶれの指導層が鵜呑みにしたまでの話であらう。ところが上記の如く同法の傾向は人口制限的であり、彼等の増殖主義とは相容れないため、極力適用範圍を縮小し、手續を煩雜にし、無闇に罰則を羅列して、以て實際的效果を殺さうと努めざるを得なかつた。特に同法を任意法とし、患者の申請を俟つて優生手術も行ふといふ規定は、かゝる患者の反社會性を前提とする同法を全く骨抜きにする所以で、私が收えて立案者の眞意を疑ふ最大の理由はこゝに在る。獨乙では如上の斷種法と並んで婚姻健康法 (Ehegesundheitsgesetz) による悪質傳染性病者の結婚禁止や犯罪常習者措置法 (Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher) による性的犯罪者に對する去勢等々極めて多くの規定があるが、我國では斷種法一つが取つてついたらうに浮んでゐる。畢竟確たる動機のなかつた證據である。私は前掲

第一論文の結論に於て、人口の質といふ重要問題が政府によつて採り上げられた事實に心から敬意を表すと共に、「併し同じ當局が斯かる法案と共に産めよ殖えよの宣傳に浮身をやつしてゐるところを見ると、當局に果して確乎たる方針ありや否やは頗る疑問となつてくる。……國情も時局も無視して只管ナチス人口政策を踏襲してゐる嫌ひはないであらうか」との一般的疑問を提起したが、爾後の發展は不幸にして之を完全に裏書きした。即ち半藏の後には「東亞共榮圈ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展を圖ルハ皇國ノ使命ナリ」との誇大妄想狂的迷文句に始まる人口政策確立要綱の發表を見、差當り昭和三十五年の内地人口一億を目標とする大増殖運動が開始されたのである。その方策としては「出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス」と規定し、産めよ殖えよ主義に據ることを明かにした。そして具體的には結婚年齢を三年早めると共に、一夫婦の出生數平均五兒に達せしめることを目標に置いてゐる。要綱は文面では質の向上及び死亡率の引下げをも謳つてはゐるが、事實は單純な出生増加案に過ぎなかつた。實際には戦時の事情に妨げられて特別の政策が行はれたわけではなく、唯だ動員計畫がこの主旨から幾分變更された程度に止まつたが、而もその精神は急激に全國を風靡し、特に農村の戦時景氣と相俟つて、昭和十五年以降の出生數を激増せしめた。優生法の成績は上記の如く四年間に四百名といふ寥々たるものであつた。これに引かへ増殖運動が異常な成功を収めたことは出生數の次の統計が雄辯に物語つてゐる。

昭和十二年	昭和十六年
二、一八〇、七三四	二、二二七、二八三
十三年 一、九二八、三二一	十七年 二、二三八、六六〇
十四年 一、九〇一、五七三	十八年 二、二六七、二九二
十五年 二、一五五、八六七	

即ち結果から見ても、優生法は完全に要綱に壓倒されたのである。

さて要綱は廢止され乍ら優生法は殘存する今日、これをいかにすべきは人口政策上の一大課題である。しかし既に述べた通り、一つの人口政策は一般的基本理念によつて律されねばならぬ。然らば要綱即ち極端な増殖理念は廢されても、それに代るべき新理念の確立されてゐない今日、優生法の改造を云々するのは無意味にちかひ筈である。しかし事實はそうではない。新理念は、なるほど成文化されてはゐないが、その輪郭は既に明かだからである。それは一言にしていへば、舊理念の對角たる徹底的な人口制限たるべしといふことである。いま私はこの問題に深く立入る餘裕がないので、僅かにその概要を記する止める。

日本の人口は前大戦當時を境として慢性的過剩現象を呈し始めた。勿論大正中期の米騒動や昭和初期の失業問題が過剩人口の現はれと見るのは早計であつて、前者は急激な工業化の、後者は世界的恐慌の所産であつて、人口の過剰とは直接の關係はなかつたのである。而も潜在的な人口壓力は次第に重化し、局面の新展開なくしては到底堪へられぬ段階に到達した。昭和六年滿洲事變が即ちそれであつたことは、極東國際軍事裁判に於ける何部信行の言明を俟つ迄もない。右を境として擡頭した産めよ殖えよ主義は、戦時下の勞力不足を人口不足と履違がへ、また遙かの空に現はれた大東亞共榮圈といふ蜃氣樓に幻感された奇怪な妄想以外の何物でもなかつたに拘らず、そしてまた従つて、戦時經濟運用の妨碍物以外の何物でもなかつたに拘らず、その景氣のよい言葉の響きは忽ち全土を席卷し、遂に確立要綱といふ怪文書にまで發展したのである。文字通り國運を賭した曠古の大戦争の最中に上掲の如き異常な出生數を見たことは、一面では國民が戦争に徹しなかつた證據であるが、他面では増殖運動がいかに效果的に作用したかの證據でもある。

だが事は志と違ひ、文字通り元も子も失つて、七千五百万の大人が荒涼たる猫額大の島國にひしめき合ふ今日の結果に終つて了つた。過剰人口を數字的に論證することは素より至難であるが、今日の我國を措いて何處により以上の人口過剰國を求め得ようか。そして産めよ殖えよに呼應して戦時に生れた千五百万の小兒の群が、單なる穀つぶしとして、戦時經濟破綻の一大原動力となり、今また日本再建途上の邪魔物として作用しつゝあることを願れば、かの増殖論の罪は二重の意味で重しと言はねばならぬ。しかし乍ら過ぎたことは及ばない。われわれに残された仕事はこの與へられた過剰人口と正面切つて取組むことである。一方では人口扶養力即ち經濟的生産力を可及的に擴大し、他方ではそれによつて扶養される人口のこれ以上の膨脹を阻止することである。而も前者は戦争によつて日本の失つたものが領土、資源、生産施設、海外市場等々の所謂經濟の基盤たる關係から、果してどの程度に恢復されるか、少くとも今迄のところ確たる見透しは全くない。この間の消息は先般發表された經濟實相報告書につくされてゐる。然らばそれだけ後者の要請は一層大きくなるわけで、人口政策の中心課題が人口制限に在ることは最早や疑へないのである。即ち新理念は未だ成文化されないとはいへ、われわれは既に概要を知つてゐると言つてよい。而も可成り具體的な内容を推察することも難くないであらう。詳論は避けるが、それは必ず徹底的出生制限を中心とするに相違ない。人口制限の方法としては消極的には入國制限と出生制限が、積極的には死亡促進と移住が考へられるが、出生制限以外の方法は何れも適當でない。入國制限は敗戦國としてその權利なく、それどころか數百萬に上る海外同朋の受入れを餘儀なくされてゐる。即効的な移住も今日の我國としては自發的には行へない。獨乙については過剰人口を佛蘭西その他の戦災地に移す計畫があると聞くが、或ひは類似の措置が日本についても講ぜられるかも知れない。しかしその決定は總べて聯合國の意思にかゝること、我國の政策とはなり得ない。況や外國領土購入論の如き、餘りにも現實を忘れた議論である。第三の死亡促進は恐らく環境の引續く低下によつて必然起ると思はれるが、素より政策目標とはなし得まい。尤も一部には例へば病人に對する榮養物配給停止を要望する向もあると聞くが、人がそこまで徹底できるかどうか。經濟的復興が進まず、或ひは人口が更に激増すれば、かゝる非常措置も止むを得なくなるかも知れない。現に問題の國立病院有料問題は見方によつてはその前觸れでもある。一國文化の水準は最もよく療養制度に反映する。然らば食物に對する支出割合が高まる間は經濟的水準の低下が推測されると同様に、療養費の割合が高まる間は文化的水準の低下を結論して大過ないであらう。文化國家の目標からわれわれが日毎に遠ざかつてゆく證據は枚擧に遑ないが、右の問題も亦その一つである。何れにしる大量殺戮を國家が進んで計畫することは餘りに異常であつて、こゝでは一應度外視する外はない。

斯くて残された唯一の手段は出生制限である。それは當座はより以上の増加を防止するといふ消極的作用しかないが、従つて緊急對策とはなり得ないが、實は最も基本的な措置なのである。終戦時前後の混亂時代には出生は死亡に及ばなかつたこともあるが、最近では優に過去の最高記録を突破し、本年度の總計は恐らく二五〇萬には達しやうである。勿論そこには戦後各國に共通な原因があり、従つて今後久しくこの數字が持續するとは考へられないが、昨年一部有力筋から傳へられた年一五〇萬の自然減小——而もそれは今後何年も繼續し、十五年もたてば人口は五千萬臺とほるといふのである——とは凡そ異つた結果になることは明かである。この異常な出生が經濟再建にいかなる影響を與へるか改めて論究すべき好箇の題目であるが、例へば住宅問題に結びつけられればかうである。現に不足の住宅四百萬戸を十年間に建設するすれば（その間の自然老朽は別とする）、年平均四〇萬戸である。ところが毎年百萬人だけ人口が増加すれば、それに要する分が（一戸五人として）二〇萬戸、即ち四〇萬戸ではなくて更に二〇萬戸を追加

せねばならぬ。同様のことが食糧や衣料その他一切の生活物資について言へるのであつて、乏しいわれわれの力を以てしては到底追ひつづけるものではない。また一部には、出生のいかんは當面の失業問題とは無關係だとの説があるが、必ずしもそうではない。戦後流行の生活賃銀は能率とは無關係に扶養家族の大小によつて定められる。企業整理と合理化が軌道にのれば恐らく多子労働者は眞先に解雇されるであらう。失業保険の如きを以て解決しうる問題ではない。

即ち出生制限は、積極的に經濟再建を促進し得ないにしても困窮のより以上の轉落を防止し、延いて一應の安定を齎らす効果がある。そして數十年後には積極的に過剩人口を解消せしめる作用を呈するに至ることは明かである。新しい人口政策は當然これを中心として構想するべきであつて、具體的には結婚延期、避妊、斷種、妊娠中絶、或ひは多子家族への恩惠停止（家族手當、扶養家族に對する課税控除等々）などが考へられよう。私が考へてゐる優生法改造は素よりこの線に沿ふもので、出來うべくんば上記諸項目の大部分を内容とする廣汎な出生制限法たらしめたいのである。

從來の優生法は惡質遺傳防遏といふ人口制限的使命に終始してゐるから、そのまゝの形で復活せしめても支障はないが、既に指摘した過多の罰則的規定を廢止するとか、強制法に改める、といった程度の修正は謂はゞ最低要求として實現されねばならぬ。これによつて直ちに數十萬の狂人は本法の適用を受けることになる。しかし現状に則して本法の改造を問題とすれば、その程度の修正は殆ど言ふに足りない。それが完全に運用されたところで對象の範圍が極めて限定されてゐるからである。周知の如く本法にいふ惡質とは遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且惡質なる遺傳性病的性格、強度且惡質なる遺傳性身體疾患、強度なる遺傳性畸形である。その反社會性は改めて喋々するまでも

ないことで、之が撲滅は社會の當然の義務であるが、しかし翻つて想へば特にこれらの擴大を懸念せねばならぬ理由は薄弱である。一般に狂人の生殖力は常人以上といはれるが、調査の結果は必ずしもそうではない。加之、彼等は結婚に於て最も嫌惡される輩である。精神病血統だと判れば大抵の縁談は破れて了ふ。甚だしい畸形なら最初から相手にされない。狂人の怖ろしいことは勿論だが、そのどれだけが遺傳的なのか。更に最近では醫學の進歩によつて治療すら不可能ではない。遺傳質そのものは人力の及ばざるところであるが、外部への現れを阻止できるなら、常人と區別される必要はない。要するに數ある病氣の中から特に精神病だけ採上げる理由は薄弱で、立案者こそ或ひは精神病恐怖症といふ一種の精神病患者であつたのかも知れない。

精神病の重視される唯一の理由は反社會性といふことである。この文字は實にいかによつても解釋できるのであつて、私はこれを可及的に擴張することが優生法改造の必須要件だと考へてゐる。反社會的とは他人の生命や財産に危険を及ぼし社會生活を不安ならしめることである。然らば治療困難で且つ甚だしく人の生活能力を傷ふ傳染性疾患は明かに反社會的である。癩、結核、梅毒は明かにこれに屬し、その惡質なること毫も精神病に劣らない。それらは遺傳的でないとはいへ、癩は幼兒感染の、梅毒は胎内感染の、そして結核は體質遺傳の可能性が濃厚で、コレヤやチフスのような單純な傳染病とは丸でちがつた、遙かに遺傳病にちかい性質のものである。そしてそれらが如何に結婚への障りとなつてゐるかは誰も知つてゐる。然らば過剩人口の重壓下になほ且つこれら不良素質の傳承を希望すべき理由は毛頭ないわけで、優生法は當然これらへも擴大されて然るべきである。但し癩については優生法原案では明かに適用を規定し、後に削除されたとはいへ、事實は可成りの、程度に適用されてゐるといふ。なほ他國の例には強度な酒精中毒者の斷種や、常習的性的狂罪者の去勢などがある。

だが悪質の規定がたとへるまで擴充されても、結局は醫學的考慮を一步も出てゐない。悪質とは、そして反社會的とは、果してそれで盡されるであらうか。私はそうは思はない。社會生活を不安ならしめるより、大きな危険は貧困とそれより派生する種々の害悪である。貧困の現はれ方は素より複雑で、適確には捉へ難いが、體位や體力の低下、徳義の衰退、失業者、賣春婦、闇商人の増加等々、現にわれわれの周圍をとりまく混亂と悲惨は結局は貧困の表現である。生物學的悪質として上に規定した結核や梅毒その他の傳染病も快適な生活環境の下ではそれほど頻發する筈がない。一見貧困と逆の感ある觀樂街の異常な繁盛も今の日本では結局は絶望感の所産でしかない。貧困の克服こそわれわれに課された至上の任務であり、人口政策が徹底的に集中されねばならぬといふことも凡べてこの要請に基きものである。然らば敗へて進んで貧困を加重することは明かに反社會的であり、従つてその防遏の必要なる、猶ほ上記の悪質と異なるものではない。

このことから、貧困を加重する惧ある出生は總べてこれを悪質として規定し、他と同様これを阻止すべきだといふ結論が生れる。これについては現に貧困なる者と、そうでない者とを區別して考へる必要がある。前者は扶養家族の増大によつて直接自己の生活を脅かされるから、本来ならば他の指示を俟たずして自ら出生を制限すべき筈である。然るに一般に貧乏者の子澤山の諺の通り、最も制御しないのは彼等である。その理由は多々あるが、第一には所謂貧すれば鈍するで、低い生活に無頓着となるからである。凡そ向上心を忘れた人間に取つて、出生制限といふ一つの合理主義は甚だ縁の遠い存在である。文化國ほど出生率の低いといふ事實を挙げれば充分であらう。私は最近の我國の異常な高出生率は、國民が久しい窮乏にいつしか慣れて、かゝる低い生活水準を不思議と思はなくなつた一つの證據と見てゐる。耐乏はそれ自身は決して道徳ではない。それはより大きい進歩のための止むを得ざる犠牲に過ぎない。

然るに耐乏餘りに久しきに及べば、いつかそれ自身が目的なるかの如き錯覺を生ぜしめ、目的たる進歩を置き忘れて了ふ。より高いものを憧れる代りに、より低いものと比較して以て自己を慰める習慣が身について了ふ。生活の向上文化の發展は斯かる感覺からは生れない。併し文化的向上心の涵養は教育一般の課題であつて、人口政策の對象ではない。

第二の理由は、彼等にとつては子供は比較的に有利な投資物件でもあつたといふことである。養育に大した犠牲を拂はず、稍々長すれば島に工場に働かせる。近代生産組織がいかに幼年労働を可能にし、延いて下層階級の出産率を高めたかは、周知の事實である。しかし子供の有利性は今後の日本では殆ど失はれた。膨大な過剰人口特に失業者の重壓の下では幼少年の労働機會は皆無であらう。新しい労働法の下では一層そうである。人口政策的には進んで子供の有利性を失はしめる必要がある。既に生れた者は別として、今後生れる者に對しては扶養家族手當や税額割引等々の特權を原則的には廢止せねばならぬ。尤も今日の經濟危機が更に持續すれば、かような特權を與へてゆく贅澤は許されないであらう。既に述べた國立病院有料問題と同じく、理屈はどうであらうと、無い袖は振れないから。

第三の理由は貧民は、たとへ出生制限の必要は感じて、それに必要な知識と手段から切離されてゐるといふことである。先日の國會議員の炭鑛見學の際に坑夫はその不便を訴へたといふ。但し日本ではこの點は他の階層についても言へること、世界有数の醫學國を誇り乍ら、醫師すらろくにその方法を知らぬ状態である。臨床醫學ばかり發達して、豫防醫學が困却された一つの結果である。マザース・クリニックのような權威もある相談所が各地に設立される要があるのであつて、筆者も最近産兒制限普及會創立に参加し、問題の解決に微力をつくしたいと考へてゐる。これら問題は描くとして、現に貧困にある者にとつては出産は直ちに彼等の生活を脅かすこと明かな以上、新らし

い人口政策は従来彼等の間に多産を奨励した諸要素を努めて除去すると共に、進んで防遏的措施を講すべきである。それには單に避妊勸奨の程度では到底足りない。それが充分普及する迄は、妊娠そのものは頻發するに相違ないから、妊娠中絶を認める外はない。既に或る程度の子供をもつ者に對しては、斷種さへも不合理ではないであらう。しかし問題はそれほど貧困でない一般國民についてである。マルサスは結婚延期の形式による出生制限を貧困階級にのみ適用し、その他の階級についてはその必要を認めてゐない。新マルサス主義即ち避妊による出生制限も、最初の目的は之によつて下層階級の改善を計るにあつた。その後の経過は寧ろ出生制限が上層により多く行はれ、マルサスの意圖と逆行する結果になつたが、世論はこれより逆淘汰の危険を推論して、避妊運動の停止を、或ひは少くとも最初の意圖への復歸を要求してゐるのである。逆淘汰説の眞偽については改めて論究すべき點が多々あるが、たとへ之に或る程度の眞理を認めても、現在の日本ではこれに據つて上中階級への多産奨励は勿論、避妊防止といふ消極的要求すら、決して正當化されないことは確かである。逆淘汰説の最大根據は上層又は知識階級の先天的素質が優秀だとの假定であるが、これは極めて疑はしい。是認出来る根據は、その生活環境が子女の養育に有利で、従つてよき獲得的素質が期待されるといふことである。これは從來の社會には確かに通用し得た。しかし今日の日本では過去の upper class は知識層は戦争打撃の最も甚だしい階級で從來與へられてゐた特權の大部分は失はれ、生活水準は一般水準を更に下廻る状態である。素よりそこには過去の優位の名残りは數々あらう。だがそれはかの歴史的轉換期から未だ日が浅いからで、例へば物質的にも未だ過去の蓄積が多少残つて居り、之によつて未だ多少體面を保つてゐるが、何れは蓄積は喰つぶされ、極めて低い水準に自己を見出す相違ない。落魄した武士の家庭のように、ある優位感は久しきに亘つて殘存するかも知れないが、會て享受した教育の獨占的機會はないであらう。彼等は、もし會ての社會的優位を恢

復したいなら、努めて子女数を制限することによつて、乏しい資力を最も效果的に利用する外はない。逆淘汰を理由に彼等に多産を促すことは、その保持せんとする素質水準を逆に低下させる結果となり、彼等の最も速かな社會的顛落を、即ち始めに豫想されたとは異つた形の逆淘汰を招來することになるのである。即ち日本に於ては、これら階級が特により大なる程度に子女数を制限することが、逆淘汰を防止して文化水準を維持する必須條件だといふ極めて特異な結論に到達せざるを得ないのである。

斯くて私は出生制限は、一般に言はれるように貧困階級に限定するべきでなく、全國民に擴大するべきものと考へてゐる。特に今日の如き窮迫し事情の下では、人口増加は直ちに全國民の負擔増加を意味することを忘れてはならぬ。増殖がたとへ富裕階級に起つたとて——勿論そのために當事者は格別の痛痒を感じないであらうが——その扶養に必要な物資は全國民の分前へ食込むことになる。人口増加がいかに經濟再建を阻害するかは、前節で住宅問題その他と關聯して簡単に説明した。その増加はどの階級に於て起つたとしても、國民經濟的結果には大差はないのである。この間の消息はこれを食糧と結びつけて考へれば一層はつきりしよう。即ち人口増加は直ちに一人當り配給量を減らすか、乃至は他の必要物資の輸入を食糧輸入に切換へる必要を生ずる。而ももしこの増加が富裕階級に起つたらば、必要量以上を買獲つた一般により、大きな缺乏を生ぜしめるであらう。

以上の理由から、日本に關する限り出生制限は凡ゆる階級の課題なることが判るであらう。既に一部には三兒制度が提唱されてゐる。それが全階級を目標としたものが、貧困階級を目標としたものかは定でないが、私は全階級に原則として二兒制度を、そして一兒すら過大の負擔となる貧困者には一兒又は零兒制度を敢へて提唱しない。出生減は同時に死亡減を伴ふから、三兒制度では人口減少は不可能であらう。併し他方私は現在サンガー夫人が歐洲諸國に提

案しつゝある十年間の出産停止は可能とも思はないし、またそれほど望ましいとも思つてゐない。子供に對する親の愛情が人間生活の歡びと努力の一大原動力たることは、これを否定化せんとしても不可能だからである。

以上私は優生法改造の問題に觸れて惡質の規定の及及的擴大を要望した。論旨は聊か岐路に互つたが、生物學的醫學的擴大のみならず、社會科學的領域への延長がその主旨であつた。單純な遺傳性惡質に終始する優生法に直ちにかゝる擴張も期待することは多分に逸脱の譏りを免れないかも知れない。しかし既に述べた通り、人口制限の必然性は疑問の餘地なきに拘らず、新たな人口政策確立要綱は出來上つてゐない。それが出生制限を中心とすべきこと明かな以上、優生法を改造して新政策の中核たらしめることは、強ち不都合でないであらう。私の眞意はそこに在るのである。

然らば優生法の唯一の手段たる斷種といふ制限方法も、右の擴張に應じて根本的に反省されねばならぬ。斷種は永久的に生殖能力を奪ふことであるから、これに頼る限り、適用範圍は極めて限定されざるを得ない。出生制限は受胎乃至出産を防止すれば足ることであるから、一般的には避妊を以て充分目的を達することが出来る。避妊は今日の法規でも自由にされてゐるが、進んでその普及を圖るのが新人口政策の當然の義務である。しかし現在のわれわれの文化水準を以てしては、その完全な運用は急速には期待されない。私が妊娠中絶の可及的許容を要望する所以である。それは現在の法規では母體の健康上の理由による外は原則として認められてゐないが、上に述べた惡質規定に該當する者は總べてこの自由を與へられねばならぬ。即ち私案に従へば健康にして富める者も、既に二兒をもつた後、避妊に失敗した場合は、同じくこの自由を與へられるのである。

なほ出生制限の一方法としての結婚統制（延期又は禁止）は、避妊・妊娠中絶又は斷種が認められる限り、その必

要はない。マルサスがそれを提唱したのはこれら諸方法を是認しなかつたからである。またナチス獨乙で實施したそれは人種的偏見の結果であつて——猶太人との結婚は禁止された——われわれのいふ意味とは別物である。今後我國では所得や住宅の不足その他の惡條件の累加によつて結婚は自然的に制限されるであらう。しかしかゝる強いられた制限でなく、自發的な、即ち身心の健全な發達を阻止するような早婚の弊の認識から結果する結婚延期は極めて望ましい。要綱は結婚平均年齢を現在よりも三年短縮することを要請したが、逆にその程度延長するよう一般の認識を高めたものである。

以上が私の優生法改造案の骨子である。論じて足らざる點は素より多々ある。特にかゝる制限政策が却つて經濟發展を阻碍しはしないか、民族消滅の危機を齎しはしないか、或ひは性道德の低下を招致しはしないかといった疑問は私の最も屢々遭遇するところのものである。私はその何れもが取るに足らぬ杞憂と考へてゐるが、それが論證には少なからぬ頁が必要である。總べては私が生に準備中の「人口制限の經濟理論」と假題する論文に譲らざるを得ない。